

【イタリア】新型コロナウイルス感染症対策 —全国的な緊急事態下における権利制限—

海外立法情報課 芦田 淳

* 2020年2月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の抑止のため、一定の権利制限が認められている。以下、主として同年3月～5月に適用された当該制限の要点について紹介する。

1 関連する緊急法律命令の制定経緯

イタリアでは、国内で新型コロナウイルス感染症患者が確認されたことなどから、2020年1月31日に6か月間の緊急事態が宣言された¹。その後、イタリア北部における感染者の急増を踏まえ、一定の感染地域を対象として権利等の制限を可能にする2020年2月23日緊急法律命令²第6号「COVID-19 [新型コロナウイルス感染症]による疫学上の緊急事態の抑止及び管理に関する緊急措置」(全5か条。[]は筆者による補記。以下「6号命令」)³が制定された。

続いて、対象地域を全国に拡大することも視野に入れ、移動の自由等に対してより厳しい制限を可能にする2020年3月25日緊急法律命令第19号「COVID-19による疫学上の緊急事態に対抗するための緊急措置」(全6か条。以下「19号命令」)⁴が制定された。同命令は、3月26日に施行された後、2020年5月22日法律第35号「COVID-19による疫学上の緊急事態に対抗するための緊急措置に関する2020年3月25日緊急法律命令第19号の改正を伴う法律への転換」⁵により、一部改正の上、承認された⁶。また、19号命令は、6号命令の大部分を廃止した。

これに対して、同年5月18日から7月31日までの期間について、制限を一部緩和し、諸活動と感染抑止の両立を図る2020年5月16日緊急法律命令第33号「COVID-19による疫学上の緊急事態に対抗するための追加緊急措置」(全4か条。以下「33号命令」)⁷が制定された。同命令は、5月16日に施行され、7月8日時点では、国会において承認のための審議中である。

2 19号命令に定める制限等

(1) 移動の制限

一定の範囲又は理由によるものを除く人の移動の制限、各地方自治体の領域及び国土への出入の制限又は禁止を定めている(第1条。以下同じ)。また、ウイルス検査で陽性となり隔離措置の対象となった者が、その住居を離れてはならないことも掲げている。

(2) 集会等の中止

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年7月8日である。

¹ *Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana*, 1° febbraio 2020, n. 26, pp.7-8.

² 緊急法律命令とは、緊急性及び必要性の要件を満たした非常の場合に政府が制定する、法律と同等の効力を有する命令で、公布後60日以内に、国会の定める法律により承認されなければ遡って失効する。

³ D.L. 23 febbraio 2020, n. 6, *Misure urgenti in materia di contenimento e gestione dell'emergenza epidemiologica da COVID-19 (convertito con modificazioni dalla L. 5 marzo 2020, n. 13)*. 以下、法令に関してはイタリア共和国の法令ポータルサイト (Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>) を参照した。また、6号命令の内容等に関しては、芦田淳「【イタリア】新型コロナウイルス感染症対策—感染地域での活動制限等—」『外国の立法』No.283-1, 2020.4, pp.4-5. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11480097_po_02830102.pdf?contentNo=1> を参照。

⁴ D.L. 25 marzo 2020, n. 19, *Misure urgenti per fronteggiare l'emergenza epidemiologica da COVID-19*.

⁵ L. 22 maggio 2020, n. 35, *Conversione in legge, con modificazioni, del decreto-legge 25 marzo 2020, n. 19, recante misure urgenti per fronteggiare l'emergenza epidemiologica da COVID-19*.

⁶ ただし、本稿の「2 19号命令に定める制限等」では、2020年3月下旬から5月中旬にかけて実際に適用された規定を紹介するため、2020年5月22日法律第35号による承認前の規定を扱う。

⁷ D.L. 16 maggio 2020, n. 33, *Ulteriori misure urgenti per fronteggiare l'emergenza epidemiologica da COVID-19*.

6号命令でも定められていたデモ、イベントその他の集会の中止のほか、19号命令は、遠隔開催が可能な場合を除く会議（congressi）等の中止、屋外で行われる娯楽活動等の制限又は中止、民事上及び宗教上の儀式（結婚式等）の中止、信仰を目的とした場所への入場の制限を加えている。

(3) 施設等の閉鎖

6号命令は、文化的な施設及び場所（博物館等）の公開中止を定めていたが、さらに、19号命令は、公園等の公共空間や、映画館、劇場その他の人が集まる場所の閉鎖も加えている。

(4) 柔軟な働き方（lavoro agile）の整備等

時間や場所に制約されない柔軟な働き方の整備のほか、そうした働き方を実施することで、必要不可欠なサービスの提供を損なうことなく、公務員の出勤を制限することを掲げている。

(5) 商業活動・企業活動の制限等

生活必需品の入手を保障するための活動等で、かつ、感染防止策を講じたものを除いて、小売活動、飲食物の提供等の制限又は中止を定めている。企業や専門職の活動についても、感染防止策を講じた公的に必要なサービスを除いて、制限又は中止を定めている。

(6) 接触機会の抑制

救急医療の待合室への患者の同伴者の立入りについての禁止又は制限や、介護施設等及び刑務所・未成年者刑務所への親族及び訪問者の立入りの制限を定めている。

(7) 情報の収集・提供

疫学上の危険があると指定された地帯に滞在した者等について国民保健サービス⁸に通知する義務や、疫学上の危険に関する情報及び予防に関する措置の実施を掲げている。

(8) 感染防止策

人が密集することを避けるために適切な措置を管理者等が講じた上で、容認された活動が行われること、所定の対人距離を確保できない公的に必要なサービスについては、保護用具（マスク等）を用いた感染防止策を講じることが定められている。

(1)から(8)に掲げた事項のほか、遠隔教育を除く教育活動の中止、候補者の評価が書類審査又は遠隔審査のみで可能な場合を除く採用のための選考手続の制限又は中止、感染症が確認された事例と濃厚な接触があった者又はイタリア国外から帰国した者に対する隔離措置の適用、輸送サービスの制限又は中止等は、6号命令と同様、19号命令にも規定が置かれている。

以上の制限等は、原則として首相令により適用され、違反した場合には、原則として400～3,000ユーロ⁹の過料が科される（第4条。以下同じ）。さらに、商業活動・企業活動の制限等の違反には、5～30日間の活動停止が付加される。再犯については、過料を倍額とし、活動停止期間は最長のものを適用する。

3 33号命令による見直し

33号命令は、①2020年5月18日以降に移動制限を段階的に緩和することのほか、②教育活動や、感染状況を踏まえた上で、公的な場所におけるデモ、イベント及び会議等が、首相令等で定める方式に基づいて可能であること、③経済、生産及び社会活動が州の定める感染防止のためのガイドライン等に沿って行われなければならないことなどを定めている。

⁸ 国民保健サービスは、1978年に設けられ、主として国及び州が所管する、全国民を対象とした公的医療サービスである。“Servizio sanitario nazionale.” Ministero della Salute website <<http://www.salute.gov.it/pianoNazionaleIntegrato2015/dettaglioPianoNazionaleIntegrato2015.jsp?cap=capitolo2&sez=pni-cap2-autoritacompetenti&id=1104>>

⁹ 1ユーロは、約117円（令和2年7月分報告省令レート）である。